

## ソフトウェア使用許諾契約書 追加条件

\*\*\*\*\*

重要：SVF Global Font Pack（以下「本ソフトウェア」という）の使用においては、本ソフトウェアのソフトウェア使用許諾契約書（以下「使用許諾契約」という）「2. 使用権の許諾」に基づき下記の追加条件（以下「本追加条件」という）が適用されます。

\*\*\*\*\*

1. 本ソフトウェアはウイングアーク1 s t株式会社（以下「ウイングアーク1 s t」という）が開発・販売を行うソフトウェア・プロダクト”Super Visual Formade”（以下「SVF ソフトウェア」という）が動作するハードウェア上で使用するソフトウェア製品であり、SVF ソフトウェアの1つのコンポーネントとしてフォント（以下、本ソフトウェアに含まれるフォントを「フォント」という）を含みます。
2. 使用許諾契約2.1に記載された「内部業務目的」での使用とは、お客様の通常の内部業務として使用することを意味します。通常の内部業務としての使用とは、お客様、その役員、従業員およびお客様の委任を受けた代理人（以下総称して「役員等」という）がお客様内部の業務のために使用すること、また、遠隔地からキーボード又はその他の方法で指示を与えて本ソフトウェアを使用することを意味します。
3. お客様は、本ソフトウェアの使用者（役員等を含むがこれに限られない）に対して、使用許諾契約および本追加条件の内容を通知し、かつ、それらに含まれる義務を遵守させるものとし、ウイングアーク1 s tに対して一切の責任を負うものとしします。
4. 使用許諾契約「3. 禁止事項」に、以下の事項を追加するものとしします。
  - (a) フォントを変更または修正すること
  - (b) SVF ソフトウェアが動作するハードウェアから、フォントを抽出すること
  - (c) SVF ソフトウェアが動作するハードウェアから、フォントを複製すること。  
ただし、ウイングアーク1 s tが本ソフトウェアの使用方法を別途認める場合は除く。
  - (d) SVF ソフトウェアによる帳票設計、帳票出力以外で本ソフトウェアを使用すること
5. 本ソフトウェアによって作成されたすべてのフォントを含む電子文書はSVF ソフトウェアによって生成された場合にのみ頒布可能です（例えば、別ソフトウェアによって生成された電子書籍等の有償の電子文書にフォントを組み込むことはできないものとしします）。
6. お客様が、使用許諾契約または本追加条件に違反した場合、ウイングアーク1 s tは、自己の裁量で、本ソフトウェアに関するお客様の使用権を終了させる権利を有します。また、ウイングアーク1 s tがお客様の本ソフトウェアの使用権を終了させた場合、お客様は即座に本ソフトウェアの使用を中止し、お客様が保管、所持または管理している本ソフトウェアの原本およびその複製物を破壊・消去するものとしします。また、ウイングアーク1 s tが要求した場合、当該破壊・消去をしたことをウイングアーク1 s tに証明するものとしします。
7. 使用許諾条件と本追加条件は、本ソフトウェアで作成され、フォントを静的な画像として含んでいる電子文書の配布、または文書の閲覧と印刷のためにのみ（編集、変更、改善および修正ではない）フォントの埋め込みを可能とする形式の文書の配布を妨げるものではありません。

以上

【F61027-01-20150901】